

一般社団法人猟協 一般会員 の皆様へ

ハンター保険のご案内

(総合生活保険(ハンター補償)・施設賠償責任保険・動産総合保険)

《ハンター向けプラン》

傷害

賠償

財産



団体割引 5%

* 被保険者(保険の対象となる方)ご本人の人数等の募集の結果により、保険料・保険金額などの条件が変更になることがあります。

施設賠償責任保険・動産総合保険は団体割引適用対象外です。

保 険 期 間 :

2019年11月1日午前0時から 2020年11月1日午後4時まで 1年間

保険料払込方法:

＜現金持参・一時払＞ 加入依頼書ご提出の際に、保険料を払い込み下さい。

※中 途 加 入 :

毎月20日までにご加入のお手続きが完了の場合、翌月1日午前0時から2020年11月1日午後4時までとなります。

(中途加入の場合は、団体までお問い合わせください)

加 入 方 法 :

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、団体窓口へご提出ください。

総合生活保険(ハンター補償)の特徴

- 1 5%の割引が適用されます！
- 2 充実したサービスにより安心をお届けします！



自動セット

メディカルアシスト

デイリーサポート

介護アシスト

サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。

保険の対象となる方(被保険者)について

保険の対象となる方(被保険者)は、下記の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者・本人)」として記載された方をいいます。なお、個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(ご本人に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者・本人)」として記載された方をいいます。

一般社団法人猟協の会員



東京海ジョー

保険金額 ・ 保険料

【保険期間：1年間、団体割引：5%】

型		本人型			
タイプ名		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
(狩猟中等限定) 傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	150万円	150万円	200万円	200万円
	入院保険金日額(1日あたり)	1,500円	1,500円	2,000円	2,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	1,500円	1,500円	2,000円	2,000円
個人賠償責任(狩猟中等限定)		国内 5億円	国内 5億円	国内 5億円	国内 5億円
携行品 猟具の損害) 免責金額(自己負担額):0円)		なし	10万円	20万円	30万円
保険料(一時払)		4,630円	5,770円	6,730円	7,690円

補償ラインナップ

1. 傷害補償(狩猟中等限定)

例えば… 狩猟中に崖からすべってケガをした。

国内において、狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に、「急激かつ偶然な外来の事故」により保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

[ハンター傷害危険のみ補償特約セット]

死亡・後遺障害

ケガで死亡されたり後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

入院

ケガで入院された場合に、保険金をお支払いします。

※事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

通院

ケガで通院された場合に、保険金をお支払いします。

※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

2. 個人賠償責任(狩猟中等限定)

例えば…

- ・射撃場で銃器の取扱いを誤って他人にケガをさせてしまった。
- ・狩猟中に猟犬が噛み付き他人にケガをさせてしまった。

国内において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。

[ハンター賠償責任補償特約セット]

①銃器によって生じた偶然な事故

②狩猟の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に、猟犬によって生じた偶然な事故

※示談交渉は原則として東京海上日動が行います（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）。

3. 携行品(猟具の損害)

例えば… 狩猟中にあやまって銃器を破損した。

国内において猟具に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

[猟具補償特約セット]

①狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間の偶然な事故による銃器の破損または曲損

②保険の対象となる方の住宅内または狩猟もしくは射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に宿泊する建物内において盗賊または不法侵入者によって行われた、猟具の盗難、破損または曲損

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

24時間365日受付^{*1}



0120-708-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からも
ご利用いただけます。)



お電話にて各種医療に関する相談に応じます。

また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)*と、そのご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。)*からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^{*2}

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
*2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

・デイリーサポート

自動セット

受付時間:

いずれも土日

祝日・年末

年始を除く

・法律相談 : 9:00~17:00
・税務相談 : 14:00~16:00
・社会保険に関する相談 : 9:00~17:00
・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00
・電話介護相談 : 9:00~17:00



0120-285-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

法律・税務・社会保険・介護に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

生活支援サービス

・法律・税務相談^{*1}
・暮らしの情報提供

・社会保険に関する相談^{*2}

*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

介護関連サービス

・電話介護相談(介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関わるご相談)

・インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」

ホームページアドレス

<http://www.kaigonw.ne.jp/>



・介護アシスト

自動セット

受付時間(電話介護相談、各種サービス優待紹介): 9:00~17:00
(土日祝日・年末年始を除く)



0120-428-834

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

介護に関する相談に電話でお応えします。また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介いたします。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

インターネット介護情報サービス

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」

ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>



電話介護相談

・社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。
・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介^{*1}

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

*1 サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

ご注意ください

(各サービス共通)

・保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
・『サービスのご案内』における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

■総合生活保険(ハンター補償) 補償の概要等

保険期間:1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【傷害補償】

国内において、狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に、「急激かつ偶然な外来の事故」により保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 ハンター傷害危険のみ補償特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または 重大な過失 によって生じたケガ ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間または法令により定められた狩猟期間もしくは捕獲時間外に狩猟を行っている間に被ったケガ ・許可なく所持している銃器によって被ったケガまたは法令で禁止されている場所において銃器を使用している間に被ったケガ ・交通乗用具に搭乗中に被ったケガまたは交通乗用具との衝突、接触等によるケガ
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	

等

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約+ハンター賠償責任補償特約	国内において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●銃器によって生じた偶然な事故 ●狩猟の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に、猟犬によって生じた偶然な事故 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は原則として弊社が行います（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他に ご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶または車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間または法令により定められた狩猟期間もしくは捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた事故に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・許可なく所持している銃器によって生じた損害または法令で禁止されている場所において銃器を使用している間に生じた事故に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・許可のない者に譲渡または貸与した銃器によって生じた事故に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・他人の猟犬を殺傷したことによって生じた損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約+猟具補償特約	国内において猟具に次の損害が生じた場合 ●狩猟または射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間の偶然な事故による銃器の破損または曲損 ●保険の対象となる方の住宅内または狩猟もしくは射撃場における射撃の目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの間に宿泊する建物内において盗賊または不法侵入者によって行われた、猟具の盗難、破損または曲損 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。 ※猟具とは、銃器、銃袋、弾帯または弾チョッキをいい、弾丸および薬きょうを含みません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他に ご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 * 1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 ・狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間または法令により定められた狩猟期間もしくは捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた損害 ・許可なく所持している銃器によって生じた損害または法令で禁止されている場所において銃器を使用している間に生じた損害 等

このパンフレットは総合生活保険（ハンター補償）の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●受託品賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 ●救済者費用等補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットした場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額の設定



この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中から選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください(項目名は商品によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

①総合生活保険(傷害補償)

職業・職務等 * 1が告知事項かつ通知事項(☆) * 2となります。
他の保険契約等 * 3が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

②総合生活保険(こども総合補償)

職業・職務等 * 1、公的医療保険制度 * 4が告知事項かつ通知事項(☆)となります。
生年月日、他の保険契約等 * 3が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

③総合生活保険(個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)

他の保険契約等 * 3が締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

- * 1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- * 2 交通事故傷害危険のみ補償特約をご契約いただいた場合には、告知事項かつ通知事項(☆)とはなりません。
- * 3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。
- * 4 医療費用補償特約をご契約いただいた場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3 死亡保険金受取人

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合 * 1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

* 1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。



Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての商品共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 借家人賠償責任補償特約
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求 * 1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
 - ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間 * 2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
 - ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- * 1 解約日以降に請求することがあります。
* 2 始期日からその日を含めて解約日まで、既に経過した期間をいいます。



3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。



4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険(傷害補償、子ども総合補償、ゴルファー補償、ハンター補償)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。



- 加入者票(被保険者票)はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票(被保険者票)が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票(被保険者票)が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票(被保険者票)とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
＊1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約、受託品賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808



通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

東京海上日動安心110番 （事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



0120-119-110

事故は119番・110番

受付時間：24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-201801

<2017年10月1日以降始期契約用>

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

☐ 保険金をお支払いする主な場合

☐ 保険金額、免責金額(自己負担額)

☐ 保険期間

☐ 保険料・保険料払込方法

☐ 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-201801

<2017年10月1日以降始期契約用>

※わな猟の方向けには以下の保険を用意しています。

他人に対する賠償責任・・・施設賠償責任保険(わな用特定危険不担保特約条項付帯)

日本国内において設置されたわなの所有・使用または管理の不備およびわな猟の遂行に起因して、他人の身体・生命を害したことについて、記名被保険者(補償を受けられる方をいい、加入される一般社団法人猟協会会員を指します。)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償いたします。ただし、保険期間中に日本国内において事故が発生した場合に限ります。

(例) 設置したわなに、近隣のこどもが足をとられ、ケガをした場合 等

※本保険には「示談交渉サービス」はございません。

【お支払いする保険金の種類】

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

※賠償責任の承認および賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

【保険金のお支払方法】

上記①の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

※日本国外において発生した事故は補償されません。

わな猟用の猟具自体の損害・・・動産総合保険

***わなではなく、無線機、トレイルカメラ等電子機器の補償を希望の方は、加入依頼書にて選択ください。**

(わな・電子機器両方の選択はできません。いずれの場合でも設定された限度額の範囲内での補償です。)

日本国内において保険の対象となる猟具(被保険者が所有するわなのうち法定猟具であるもの)に発生する不測かつ突発的な事故(火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、輸送中の事故等)による損害に対して保険金をお支払いします。

(注1) 損害保険金は、ご加入いただいた保険の対象の保険価額(※時価額)に基づき算定し保険金額を限度としてお支払いします。(ただし、保険金額(ご契約金額)が時価額を超える場合は、時価額を限度とします。)

※時価額とは、同等のものを新たに作成または購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除した額をいいます。

(注2) お支払いする損害保険金は以下の通りです。

全損の場合・・・時価額または保険金額(ご契約金額)のいずれか低い額をお支払します。

分損の場合・・・通常の修理費用を損害額としお支払いします。ただし、修理の結果、事故発生直前の状態よりも時価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除したものを損害額とします。なお、保険金額(ご契約金額)が時価額に満たない場合は以下の計算式により損害保険金を算出します。

$$\text{※損害保険金} = \left[\begin{array}{c} \text{損害額} - \text{免責金額} \\ \text{(自己負担額)} \end{array} \right] \times \frac{\text{保険金額(ご契約金額)}}{\text{時価額}}$$

(注3) 保険金のお支払いが何回あっても保険金額(ご契約金額)は減額されず、ご契約は満期まで有効です。ただし損害保険金のお支払いが1回の事故で保険金額(ご契約金額。時価額が保険金額より低い場合は時価額。)に相当する額となったときは、保険契約は損害発生時に終了します。

(注4) 損害保険金が支払われる場合に損害保険金の10%を限度とし、残存物取片づけ費用の額をお支払いします。(残存物取片づけ費用と損害保険金との合計額が保険金額(ご契約金額)を超過する場合にもお支払いします。)

（注５）保険金を支払う事故による損害が発生した場合、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものを保険金額（ご契約金額）または時価額のいずれか少ない額から損害保険金を差し引いた額を限度にお支払いします（損害拡大防止費用）。また引受保険会社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する第三者から損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします（権利保全費用）。

（注６）本保険契約では臨時費用保険金をお支払いいたしません。

【保険金をお支払いしない主な場合】

施設賠償責任保険（わな用特定危険不担保特約条項付帯）

保険契約者、被保険者（補償を受けられる方）の故意

他人との特別の約定により加重された賠償責任

被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

狩猟免許を受けずに狩猟を行っている間に生じた事故

法令により定められた狩猟期間外または捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた事故

許可のない者に譲渡または貸与したわなによって生じた事故

法令で禁止されている場所においてわなを使用している間に生じた事故

他人の猟犬の殺傷 等

動産総合保険

ご契約者、被保険者（補償を受けられる方）、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害

戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害

保険の対象の欠陥（かし）によって生じた損害

保険の対象の自然の消耗、保険の対象の性質によるかび、さび、変質、変色、または虫食い、ねずみ食い等によってその部分に生じた損害

置き忘れ、紛失、万引きによって生じた損害

詐欺、横領によって生じた損害

保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害

電氣的・機械的事故（これらにより火災・破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合はお支払いします。）によって生じた損害

保険の対象の修理・清掃・解体・組立などの作業における作業上の過失または技術の拙劣（これらにより火災・破裂・爆発が発生した場合はお支払いします。）によって生じた損害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ、落石等の水災によって生じた損害

使用人等の不正行為によって生じた損害 等

【もし事故が起きたときは】

施設賠償責任保険

ご契約者または被保険者が保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効（３年）がありますのでご注意ください。

動産総合保険

■事故の通知

損害が生じたことを知った場合は、遅滞なく代理店または引受保険会社にご連絡のうえ、保険金請求のお手続きをお取りください。また、保険の対象が盗取された場合は、遅滞なく所轄警察署へ届け出てください。保険金請求権には、時効（３年）がありますのでご注意ください。

■保険金請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書のほか、保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類をご提出いただく必要があります。（その他事故の状態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。）。

【ご加入の際のご注意】

①告知義務（ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）等

【施設賠償責任保険の場合】

加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【動産総合保険の場合】

加入依頼書に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【ご加入後のご注意】

①通知義務【施設賠償責任保険、動産総合保険の場合】ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

②ご加入内容の確認・保管：加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

③ご加入後の変更：ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

【補償の重複に関するご注意】

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

【ご加入時の取消し・無効・重大事由による解除について】

- （１）ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- （２）ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- （３）以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合　　等

【他の保険契約等がある場合】

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金または共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金または共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。また、このパンフレットは施設賠償責任保険（わな用特定危険不担保特約条項付帯）・動産総合保険の概要を紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細はご契約者である団体の代表者にお渡しする保険約款によります。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。なお、ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

【「保険会社破綻時の取扱い等」「そんぽA D Rセンター」のご案内について】

（施設賠償責任保険、動産総合保険の場合）

・「そんぽA D Rセンター（指定紛争解決機関）」については、このパンフレットに添付の重要事項説明書をご確認ください。

・保険会社破綻時の取扱い等

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります。））またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

【示談交渉サービスは行いません】

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

【保険金請求の際のご注意（施設賠償責任保険のみ）】

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

	契約タイプ	
タイプ名	E	F
施設賠償責任保険 （対人賠償支払限度額）	1名・1事故 1億円	1名・1事故 1億円
動産総合保険 （猟具保険金額）	1事故 10万円	1事故 20万円
合計年間保険料	6,710円	7,200円

この保険は、一般社団法人猟協を契約者とし、団体の構成員等を被保険者とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人猟協が有します。

《お問い合わせ先》

【 団 体 】

一般社団法人猟協

（東日本）埼玉県飯能市白子498番地（猟師工房事業部内）担当原田
042-978-5801

（西日本）奈良県奈良市出屋敷町9-14（株式会社TSJ内）担当仲村
0742-31-3462

【 取扱代理店 】

株式会社ライフステージ 団体担当

住所：〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-27-17いちご南池袋ビル9F

TEL：03-3984-3165

【 引受保険会社 】

東京海上日動火災保険株式会社

担当：東京中央支店専業営業第2チーム

住所：〒108-6111 東京都港区港南2-15-2品川インターシティB棟11F

TEL：03-5781-6597

《事故時の連絡先》

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

TEL：0120-119-110

受付時間：24時間365日